

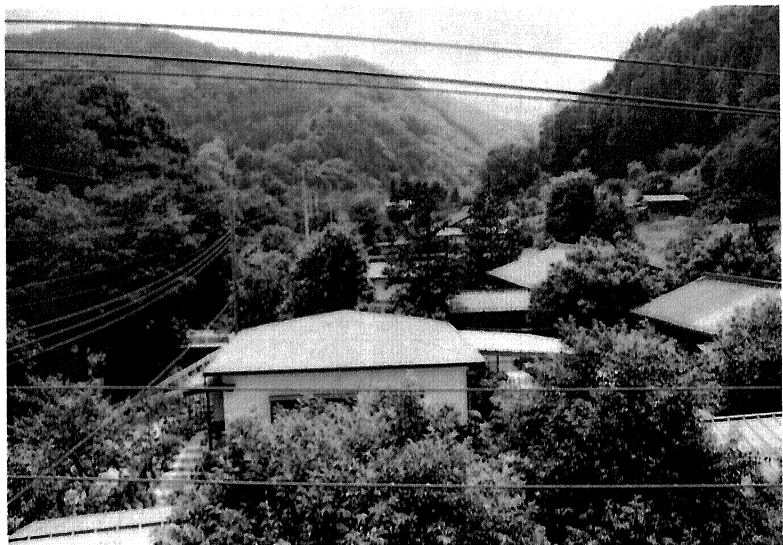
## 平 栗 村

〔都 留 市〕

平栗村は、都留市の中心（谷村）から北西へ約二・一キロメートルの所にあり、集落は地内を東流している加畑川沿いに集中している。その集落の南と北は、六〇〇メートル前後の山がせまっているが、厚原（薄原村）方面には山がなく、東方の視界は開けている。昭和五十五年国勢調査の世帯数・人口は三七世帯・一六七人（男七五・女九二）である。

『甲斐国志』によると、文化三年（一八〇六）当時の村高六一石九斗、戸数六二戸、人口二七四人（男一四〇・女一三四）、馬一八疋の村で、村高の割には戸数の多い村であったことがうかがわれる。当時の戸数・人口は、現在よりもはるかに多かったことが知れる。この村の生業は、この地域の村々と同様に、田畑での農業の他、養蚕や絹織物業を生業としていた。そしてまた『甲斐国誌』には、東は大久保沢を限り薄原村と接し、北は大幡川の原および山頂を境に中津森村と界し、西は加畑村と接し、南は峰を境に夏狩村と界す、とあるが、夏狩村は十日市場村の誤りであろう。そして、村落は両山の間につながっているとある。

平栗村の村絵図としては、『甲斐国志』の編さん史料として提出された文化三年（一八〇六）の村絵図と、天保十年（一八三九）の詳細で、しかもあざやかに描かれた村絵図（附図）がある。この二つの村絵図を比べると、絵図の描き方に大きな違いが認められる。それは、二つの村絵図が描かれた目的が異なることにもよるが、また同時に、それを誰が描いたかにもよる。文化三年（一八〇六）の村絵図は、村の概略がわかればよい程度に描かれた絵図で、平栗村の村役人が描いたものと思われる。それに対して、天保十年（一八三九）の村絵図（附図）には、「対竹園」という絵図師の名前が記されており、専門家が描いたものであることがわかる。したがって、この二つの村絵図には大きな違いが認められる。それは、天保十年の村絵図が一筆ごとの田畑や屋敷、それに大豆場や百姓持山などの名請人・所持者を確認する目的で作成したものであることにもよるが、この村絵図には、民家の建ち並ぶ様子や寺社、郷蔵、高札場なども描かれ、江戸時代の村の様子を手に取るように知ることができる。



平栗の集落

ところで、文化三年の村絵図と天保十年のそれを比べると、今はない「専念寺」の位置が違っていることに気付く。文化三年の村絵図では、専念寺は「天神」の北東に描かれているが、天保十年の村絵図では加畑村境に描かれている。これは、専念寺が「天神」の近くから加畑村境に移ったことを示しているが、専念寺が何時移ったかはわからない。だが、文化三年から天保十年迄の三三年間に移ったものであることは確かである。この専念寺が移転したことについては地元にも伝承がある。その専念寺は、すでに無住となっていたが、昭和二、三年頃迄は荒れ果てた建物があったという。天明四年（一七八四）の「村明細帳」によると、専念寺は浄土真宗新倉村（現富士吉田市）正福寺の末寺で、畑一畝歩の年貢地があった。また、今はない観音寺については、曹洞宗金井村用津院の末寺で、山号を「通力山」と号し、畑二反一八歩があった。この観音寺も、無住となって以降、建物は太

正十三年頃迄あったという。

そうした寺の位置の違いの他に、二つの村絵図と現在とを比べた場合、大きく違っているところがいくつかある。その第一は道で、村絵図には現在利用している道の他に、もう一本、加畑村境より加畑川を南に渡り、浅間神社の東南を通る道が描かれている。この道は現在、途中までしかなく、村絵図のように通り抜けることはできない。第二は、民家の並ぶ様子で、村絵図には加畑川の南側で、浅間神社の南西に六軒の民家が描かれているが、そこには現在、一軒の民家もない。第三は田で、村絵図上には、加畑村境と大幡川沿いにわずかにあっただけであるが、現在は、山向こうの夏狩地内の柄杓ひしゃく流川から山を掘削した用水が大正十五年に完成し、多くの畑が田に変わっている。

さて、天保十年の村絵図を見ると、村の中央に「浅間社」、その境内社として「天王」が描かれている。また、薄原村境には「諏訪社」、加畑村境には「熊野権現」が描かれ、集落の北西側には「摩王社」・「稻荷」、集落の東南には「天神社」・「山神」が描かれている。これらの神社や小祠は現在も祀られている。そして、浅間社の神領（耕地）が「浅間神領」と記され、色わけされて描かれている。その神領の面積を村絵図上で知ることはできないが、天明四年の「村明細帳」には「除地六反八畝一九歩」と「社地林六畝歩」を記している。

天保十年の村絵図は、先にも触れたように、その作成目的が村内の耕地や屋敷、山林などの所有者の確認にあつたため、村内の田畑・屋敷・大豆場（焼畑）・山林・荒地・他村地・無高地などが色分けされて描かれている。そして、田畑・屋敷には、地番と寛文九年（一六六九）検地時の名請人（検地帳登録人）、それに絵図作成当時の土地所有者名が記されている。そしてまた、この村絵図作成後、土地所有者の移動があつた所は、張り紙にてその所有者を示している。したがって、この村絵図からは、寛文検地時の村切り（村域を決めること）の様子、田畑の様子、大豆場の位置など、耕地や山林の利用状態を知ることができ、また、寛文検地以降の土地に刻まれた歴史を知ることができる。

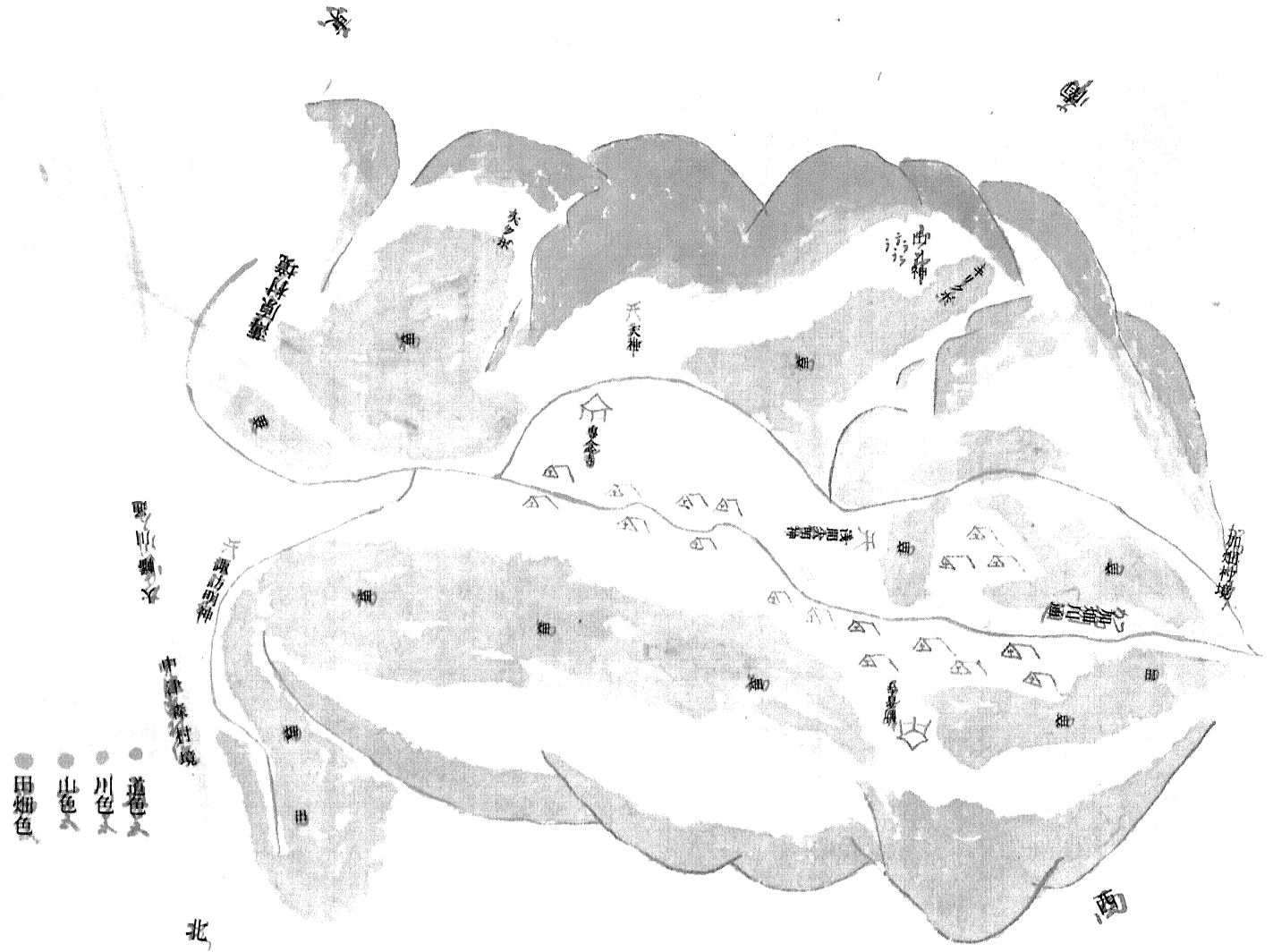
例えば、大豆場は畑地に続く山の斜面の一部が「大豆場」として登録され、同時に、村絵図に見える山林はすべて「百姓持山」となっていたことも知れる。なお、この村の入会山は加畑村と大幡村にあつた。屋敷地は、薄茶色で描かれているが、この色の所は寛文検地の時に屋敷地として登録された所であり、その色の所に家が描かれている場合と、家が描かれていない場合がある。家が描かれていない所は、寛文検地の段階では家があつたが、その後、なんらかの理由で家がなくなつてしまったことを示している。また、黄色の所は畑であることを示しているが、そこに家が描かれている場合がある。これは、寛文検地の段階には家はなかつたが、その後、分家などによって畑に家が建てられたことを表わしている。また、大幡川沿いには、一



浅間神社

筆の田にいくつかの地番と何人かの名請人が記されている所がある。これは、寛文検地後、それらの土地が一人の人の手に渡つたため、この村絵図作成段階では一筆になっていたことを示している。

このように、この村絵図からは、平栗村のすべての村落景観や土地に刻まれた歴史をあざやかに知ることができ、大変興味深い貴重な絵図である。



右村当村絵図差上申候以上

甲州都留郡平栗村

名主

五右衛門 印

与頭

宇兵衛 印

寛六用



三 天明四年（二七八四）六月 平栗村差出帳

〔表紙〕 天明四年

甲斐国都留郡平栗村差出帳

辰六月

寛文九酉年 秋元但馬守様御檢地御水帳 式冊

寶曆十二年

江川太郎左衛門様御高入御水帳 卷冊

甲斐国都留郡

平栗村

一 高六拾壹石九斗

此反別拾貳町七反貳步

内

田方壹町三反三畝貳拾七步

畑方拾壹町三反六畝五步

一 下田貳反九畝十步

分米貳石九斗三升三合

石盛壹石代

一 下々田四反五畝十七步

分米三石六斗四升五合

石盛八斗代

一 見付田六反五畝廿五步

分米三石九斗五升

石盛六斗代

一 上畑貳反五畝四步

分米貳石五斗壹升三合

石盛壹石代

一 中畑壹町三反四畝六步

分米拾石七斗三升六合

石盛八斗代

一 下畑貳町六反八畝八步

分米拾六石九斗六合

石盛六斗代

一 下々畑三町貳反九畝貳拾三步

分米拾三石壹斗九升壹合

石盛四斗代

一 見付畑三町三反拾七步

分米五石貳斗八升九合

石盛壹斗代

一 屋敷三反壹畝步 分米三石壹斗

分米拾七束半

石盛壹斗代

一 見取畑九畝貳拾壹步

分米三斗五升

石盛貳斗代

一 山畑貳町貳反四畝貳拾八步

分米九升七合

石盛壹斗代

大豆壹石五斗壹升三合 此取

稗七斗四升九合

一 柴山五町三反貳畝貳拾七步

此取米九斗四升四合

一 米三升七合

御伝馬宿入用

一 永壹貫貳百四文五分

浮役夫金

一 畑貳反拾八步

曹洞宗金井村用津院末 通力山観音寺

一 畑壹畝步

浄土真宗新倉村正福寺末 専念寺

一 地藏堂

壹間四面 壹ヶ所

一 浅間宮

神主薄原村 因幡 あき六尺

御除地六反八畝十九步

社地林六畝步

是ハ慶長六年鳥井久五郎様御書付神主取持仕候

寛文九酉年秋元但馬守様御檢地御水帳卷冊所持仕候

一 小祠

四ヶ所

一家数五拾三軒

一人数貳百七拾貳人

一 当村川除

大幡川通字大むれ長三百間程 加畑川通拾ヶ所御普請所

是ハ御普請御座候節ハ、材木ハ大幡山ニテ被下置

候、并ニ御扶持米被下置候

一 米壹石壹斗貳升

〔名主給米〕脱カ

是ハ前々御地頭様より被下置候、御料所ニ罷成高割

ニ仕候、組頭ハ持高相除申候

一 百姓持林

是ハ大豆御年貢所ニ立置申候

一 薪・茅・萩成ル諸品、大幡山ニテ取来申候

一 秣 加畑入会山ニテ取来申候

一 御年貢米穀金納、年々御直段ニテ上納仕候

一 入作高拾石三斗

中津森村 加畑村 薄原村

一 田水

壹筋

一 御高札

切支丹御制禁札 貳枚 外三笠博突御法度札 貳枚

一 四季打鉄砲

壹挺

一 百姓稼 男ハ耕作仕候、間は秣・薪取申候 女ハ蚕を飼并絹紬織申候

一 稲種 田壹反ニ付壹斗蒔申候

一 畑作 粟・稗・大豆・麦・大根作申候

一 畑作

南八十日市場村境 北ハ中津森村境

一 当村境

谷村ハ三十丁

一 当村より道法

甲府ハ十壹里半 江戸ハ廿六里半

右ハ当村前々在来り諸物明細相改書上申候処、少も相違

無御座候、以上

甲州都留郡

天明四年 辰六月 平栗村 名主 所左衛門 代印

久保平三郎様

御役所

(加畑 森嶋芳彦家文書)

与頭  
勘右衛門  
代印

○「甲斐国志編纂資料 明細書上書類 村里之部 玄」より。  
(富士吉田市 加々美四郎家文書)

三 文化三年(一八〇〇)八月 平栗村村内明細書上帳

〔表紙〕  
文化三年

村内明細書上帳

寅八月 平栗村 一

寛文九酉年秋元但馬守様御検地御水帳式冊

宝曆十二年江川太郎左衛門様御高入御検地帳卷冊

村高六拾壹石九斗 甲州都留郡 平栗村

此反別拾貳町六反九畝拾壹步

甲州道中 白野 阿弥陀海宿 へ助郷  
黒野田

御高札 三枚

当寅年  
家数六拾貳軒 外寺貳ヶ寺

人数貳百七拾四人内 男百三拾八人 女百三拾四人 僧貳人 馬拾八疋

一大幡川通・加畑川通、川除御普請所有之

一男女稼之儀、男ハ農業之間株・薪を取申候 女ハ蚕を飼 機稼仕候

一産物 絹紬織出申候

一畑外除地 神主 川上山城

一畑反別六反八畝拾九步 (後筆) 浅間領

見捨地 高式石八升三合 一神躰木像束帯形長一尺半」  
一反別六畝拾步 同社地

見捨地 高なし

見捨地 竊訪明神 神主 川上山城

一社地 横拾五間 天神 同 人

一社地 横拾三間 同 人

一社地 横拾貳間 山ノ神 同 人

一社地 横拾間 観音堂地 金井村 用津院持

一社地 横八間 長八間 横四間 当郡新倉村正福寺末 浄土真宗専念寺

一寺卷ヶ寺 御年貢地 右寺々之分は、本寺より書上仕申候、以上

一当村より谷村へ三拾町 甲府へ拾壹里半 江戸へ貳拾五里半

右之外、村内ニ古跡・名所・古書物之類、其外咄シ伝等

之儀一切無御座候、右御尋ニ付申上候通相違無御座候、

以上

甲州都留郡

(文化三年)  
寅八月

平栗村

名主 五右衛門

与頭 宇兵衛

甲府

御役所